

パブリックコメント(意見公募)


皆さんのご意見をお待ちしています

草津市営住宅条例の一部改正について(公営住宅を活用した子育て世帯に対する住宅支援等)(案)

子育てしやすい住環境づくりの推進や、限りある公営住宅の適正な供給のため、草津市営住宅条例の改正を検討します。

提出・問 11月15日(水)~12月14日(木)(消印有効)に、住宅課(5階) ☎561-2395、FAX561-2487、✉jutaku@city.kusatsu.lg.jp

この案は、担当課や情報公開室、図書館、南草津図書館、市ホームページなどで見ることができます。
※意見などは、後日、整理して公表します。個々の意見には直接回答しません




募集 わたSHIGA輝く 国スポ・障スポ協賛企業

わたSHIGA輝く国スポ・障スポを支える企業・団体を募集しています。大会の成功と、市の魅力発信に協力をお願いします。

申 令和7年の大会終了日までに、電話かEメールで

申・問 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会事務局(6階、国スポ・障スポ推進室内) ☎561-6896、FAX561-2488 ✉kokusupo-syosupo@city.kusatsu.lg.jp




募集 草津市健幸都市宣言賛同事業所

市では、健幸都市宣言に賛同や、独自の健幸宣言を行える事業所や団体を募集しています。申し込み方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 事業所や団体

問 健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482



11月10日(金)~16日(木)は「アルコール関連問題啓発週間」です

健康障害、20歳未満や妊婦の飲酒など、アルコールに関連する問題について、広く関心と理解を深めましょう。

問 健康増進課(2階) ☎561-2323、FAX561-0180



相談窓口はこちら

募集 草津市国スポボランティア

令和7年に開催するわたSHIGA輝く国スポと一緒に盛り上げる、運営ボランティアと広報ボランティアを募集します。詳しくは、ホームページをご覧ください。



問 市内在住、通勤・通学している、活動時点で中学生以上の個人かグループ、市に活動の拠点を有する団体。その他、実行委員会が必要と認めた個人か団体。ただし応募時点で18歳未満の人は、保護者の同意要

定 1,000人程度(先着順)

申 申込書に必要事項を書き、実行委員会事務局に直接か郵送、ファクス、Eメールで

申・問 わたSHIGA輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会事務局(6階、国スポ・障スポ推進室内) ☎561-6896、FAX561-2488 ✉kokusupo-syosupo@city.kusatsu.lg.jp

滋賀県国スポ・障スポボランティアも募集中!

草津市国スポボランティアはこちら



滋賀県国スポ・障スポボランティアも募集中!





あなたの子育てを応援します! 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の病気や出産、育児疲れなどで、子どもの養育が一時的に困難となった人のうち、養育支援が特に必要と認められた場合に、市が委託している里親会や児童養護施設、保育施設などで預かります。

原 原則7日以内

対 市内在住で、家庭での養育が一時的に困難となった18歳未満の子ども

料 子ども1人当たりの1日の利用料

	2歳未満	2歳以上
生活保護世帯かひとり親の非課税世帯	無料	無料
非課税世帯(ひとり親を除く)	1,100円	1,100円
その他の世帯	5,350円	2,750円

※他に実費が必要となる場合があります

他 市里親会が受託する場合、近くの里親家庭で預かります

問 家庭児童相談室(さわやか保健センター3階) ☎561-2460、FAX561-6780

乳幼児健診ネット予約システムの変更

来年1月の乳幼児健診からネット予約システムが変更になります。1月以降の健診の予約開始日は健診日の28日前からになります。12月末までの乳幼児健診は現在のネット予約システムで運用します。詳しくは、12月以降に市ホームページでお知らせします。

問 子育て相談センター(さわやか保健センター3階) ☎561-2331、FAX561-2491

秋の火災予防運動

11月9日(木)~15日(水)

火を消して 不安を消して つなぐ未来 2023年度全国統一防火標語

11月は空気が乾燥して火災が発生しやすい時季です。大切な生命や財産を火災から守るため、自主的な火災予防対策への取り組みをお願いします。

鳴りますか? 住宅用火災警報器!!

本体のボタンを押すか、付属のひもを引いて点検ができます。住宅用火災警報器は古くなると火災を感知しなくなることがあります。設置から10年を目安に交換しましょう。

問 ・危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852
・湖南広域消防局 西消防署(上笠町) ☎568-0119、FAX568-2119、南消防署(野路九) ☎564-4951、FAX564-0613

できていますか? 放火されない環境づくり

- 家の周りに燃えやすい物を置かない。
- センサー付きライト、監視カメラなどの防災機器を使用するなどを心掛けましょう。

たき火による火災を防止しましょう!!

水バケツなどの消火器具を用意し、離れる際は完全に火を消しましょう。また強風時には、飛び火となって周囲の雑草などに燃え移る場合があるので中止しましょう。

消費生活相談員です

消費生活センター(1階) ☎561-2353 相談時間 9:00~16:30

「自宅を売っても住み続けられる」ってほんと??



① 自宅を売却後も住み続けられるリースバック

② この家も活用できるんじゃないの? そうですね。でも横文字ばかりでどんなものかは分かりませんねえ

③ 「リースバック」は家の売却と賃貸契約を組み合わせたい「不動産取引」だよ!

④ 「不動産取引」と「金融商品」だから、どっちも難しいしリスクもあるんだ!

だから二人だけで決めるには信頼出来る人に相談しようね!

自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結び、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。

【事例】 7年前に自宅を売って、その後も賃貸で住み続けられる契約をした。売却金額は2千万円で、家賃の月額は15万円。

円。当時の月収は夫と私の年金が30万円ほどあったが、最近夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。ある日、集金人がやってきて催促された。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらおう」と言われた(70歳代)。

【アドバイス】 リースバックで結んだ契約は「定期借家契約」が多く、期間が定められた契約となり、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃相場より高く設定され、契約更新時に家賃を値上げされることもあります。事例のように経済的事情の変化により支払えなくなる場合もあります。「リースバック」を勧められた場合、条件や賃貸借契約の種類、契約内容を細かく確認し、慎重に検討することが大切です。特に不動産取引は複雑なので、契約前に家族など信頼できる人に相談し、一人で対応しないようにしましょう。

国民生活センター 見守り新鮮情報より
2022年6月に、国土交通省から消費者向けに「住宅のリースバック」に関するガイドブックが公表されています。